

様式第1号（第5条関係）

審議会等会議録概要

	平成29年度第3回久喜市障がい者施策推進協議会
開催年月日	平成29年10月19日
開始・終了時刻	午後1時30分から午後4時20分
開催場所	鷺宮総合支所 407、408 会議室
議長氏名	櫻井 邦夫
出席委員（者）氏名	別紙のとおり
欠席委員（者）氏名	小林芽美委員、山路久彦委員、宮原静枝委員
説明者の職氏名	山崎障がい者福祉課長、岡田主幹、赤根担当主査
事務局職員職氏名	宮澤福祉部長、奥谷福祉部副部長、坂東菖蒲福祉課長、田中栗橋福祉課長、中村鷺宮福祉課長、山崎障がい者福祉課長、岡田主幹、鳥海課長補佐、長田係長、赤根担当主査、社会構想研究所片平氏
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 議事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期久喜市障がい児福祉計画の素案について 2) 第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画のパブリックコメントについて 3) 久喜市手話言語懇談会からの提案について 3. 閉会
配布資料	別紙のとおり
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0人

様式第2号（第5条関係）

審議会等会議録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>司会 (山崎課長)</p>	<p>皆さん、こんにちは。本日は公私とも大変お忙しい中、また足元の悪い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年度第 3 回久喜市障がい者施策推進協議会を開会させていただきます。私は本日の司会を務めさせていただきます障がい者福祉課長の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本協議会では久喜市障がい者施策推進協議会条例第 4 条第 2 項の規定によりまして、会議の成立には委員の過半数の出席が必要となっております。本日は、委員 20 名のうち 17 名の出席をいただいておりますので、成立していることをご報告申し上げます。また、会議は公開となっておりますが、現在のところ傍聴者はございませんのでお伝えさせていただきます。</p> <p>～配付資料確認</p> <p>それでは、お配りいたしました次第に基づきまして、会議を進めさせていただきます。初めに櫻井会長から開会にあたりましてご挨拶をいただきたいと存じます。櫻井会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>皆さん、こんにちは。ご多忙のところご出席くださいまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、最近の注目すべき動きであります。2つほどご紹介させていただきます。1つは障がい者のグループホームの関係です。最近入居者が高齢化・重度化しているため、現在、厚生労働省では来年度に向けて職員を手厚く配置する重度型グループホームの新設を検討しているところでございまして、私もこの動きに注目しているところでございます。</p> <p>2点目は今年の8月に内閣府が行った「障害者に関する世論調査」です。この調査では、18歳以上の3,000人を対象に調査をしたところ、約6割の1,800人から回答が寄せられました。その結果を見ると、一部ですが、昨年からの施行されている障害者差別解消法、皆さんも十分ご存じのものです。これをまったく知らないと答えた人が77%であったそうです。この結果には私も驚いたところですが、今後行政はじめ関係者の方々のより一層のPR活動の展開が求められているのではないかと考えております。今後に期待したいと考えております。</p> <p>ところで、本日は計画の素案が提示されましたので、計画全般にわたりまして前向きに協議を進めていきたいと考えております。どうぞよろしく</p>

	<p>お願いをいたします。</p>
<p>司会 (山崎課長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは議事に移らせていただきます。議長につきましては、久喜市障がい者施策推進協議会条例第4条第1項の規定に基づきまして、櫻井会長に議長となつていただき議事進行をお願いしたいと存じます。櫻井会長、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>従来どおり議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。座ったまま進行を続けますので、あらかじめご了承をお願ひします。本日の議事録の署名人ですが、今回は中城委員さん、小林聖司委員さん、よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく議事に入らせていただきます。お手元の会議次第のとおり、計画の素案についてです。事務局からご説明をお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>～議事1 資料1・2</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>ありがとうございました。今聞いていますと、計画全般に関して新しい事業を盛り込み、前向きに前進した計画になっているように受け止めております。今回の計画は3計画ありますので、計画毎に皆さんからご意見やご要望等をいただければと思っております。ご意見等あればお願ひします。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>前回の会議で指摘した箇所を訂正等していただきましてありがとうございます。また気になったところがあります。6ページになります。6ページの⑧「難病法の成立」のところですが、下から3行目「110疾病を対象として制度が開始され、平成27(2015)年7月に196疾病が追加され、306疾病が対象となり」と記載されているのですが、私の認識では平成28年4月で306疾病になったと認識していますので、これは再確認していただく必要があるかと思ひます。</p> <p>細かいところで申し訳ないのですが、13ページ(4)「難病患者の現状」、これはせっかく修正していただいたのですけれども、1行目の「小児慢性特定疾患を含む」、ここだけ「疾患」が「疾病」に直っていないので、訂正をお願ひします。受給者数の推移の数字が前回いただいた資料と変わっているようですが、これで正しいということでしょうか。</p> <p>また、37ページの④「成年後見制度の利用支援」についてです。112ページを見ていただいたほうがわかりやすいと思ひます。112ページ(4)「成年後見制度利用支援事業」についてです。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>鈴木さん、これは障がい福祉計画の部分ですね。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>ダブってしまうのですけれどもね。112ページの「成年後見制度利用支援事業」ですが、こちらには「成年後見制度の市長申立てに要する経費及び市長申立て後の成年後見人等への報酬の助成を支援する」と記載されていま</p>

	<p>す。久喜市の場合は市長申立てに関する部分はこのとおりだと思いますが、この計画の 37 ページのほうを見ると、私が気になっているだけかもしれませんが、37 ページ④「成年後見制度の利用支援」の「内容」で「市長が成年後見の審判の請求を行うとともに、申立費用の負担や後見人への報酬の助成を実施する」という、ここだけを見ると市長申立てだけではなくて親族とか他の人が申立てしたものに関しても、申立ての費用は後見人への報酬を助成するのかなと誤解を招いてしまうのではないかと思ったものですから、発言させていただきました。「何とかとともに」と言うと、同時にという意味合いになってしまうので、これに「市長申立てに限定して」としておかないと、例えば近隣の白岡市ですと親族の申立てでも助成が出たり、さいたま市でも助成が出たりします。それを知っている、知っていないではなくて、助成が出るのかなと思われてしまうのではないかと思ったので、発言させていただきました。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>ありがとうございました。3点お願いします。</p>
事務局	<p>前回の会議で鈴木委員さんからご指摘いただきましたので、幸手保健所に確認をさせていただいたところでございます。この 13 ページの項目につきましては、分類を指定難病と小児慢性特定疾病ということで区分しております。この記載につきましては、幸手保健所から提供された区分・数値を掲載しており、13 ページの表の指定難病医療受給者数について、久喜市では指定難病件数 1,060、このほか県単独疾患が 6 件、特定疾患 1 件、合計 1,067 件です。数値につきましては保健所に確認させていただいて、今回の表に掲載させていただいております。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>鈴木さんは、疾病と疾患が違うというだけですね。1行目で「疾患」という言葉を使っていて、あとの2つは「疾病」という言葉を使っているから、どちらかにという話ですが、「疾病」が正しいのですか。</p>
鈴木委員	<p>そこだけ「疾患」で、ほかの部分はみんな「疾病」にさせていただいているのですが、この文字だけが「疾患」になっていて、これは誤字だと思います。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>これは「疾病」にすればいいですね。</p>
事務局	<p>1行目については訂正をさせていただきます。 成年後見につきましては事務局のほうで確認させていただきたいと思えます。</p>
鈴木委員	<p>確認というか、久喜市の場合は市長申立てに限定して助成を出すというはずですから、それはそれでいいのですけれども。その文章の書き方が誤</p>

	解を招くのではないかということなので、そこら辺の文言を考え直したほうがいいのではないかという提案です。
事務局	37 ページの表の文言の捉え方をもうちょっと、市長申立てと費用助成が分かれるかたちできちんと整理して記載するようにしたいと思います。適切なアドバイス、ありがとうございます。
議長 (櫻井会長)	鈴木委員さん、よろしいですか。今のような誤字訂正を含めて何でも結構ですので、よろしくお願いします。
神委員	6 ページの⑥「障害者雇用促進法の改正」についてとありますが、この中の表で、民間企業が 2.0%から 2.2%に上がった、この 2.2 の内訳、例えばこれは障害者手帳を持っている方の比率です。そうすると、1 でも 2 でも 3 でも 4 でも持っていたら、この中に含む。1、2、3、4 の中のポイントというのではないということですね。例えば 1 級でも 1 人、4 級でも 1 人ということですか。
議長 (櫻井会長)	重度の人の場合は 2 人で 1 人とか。でも、軽い人は 1 人とか。軽度と重度を分けていますよね。
神委員	そういうふうになっていると思うのですよ。そうでないとバランスが取れていないです。だから、その辺がちょっとわからない。
議長 (櫻井会長)	そこまで書く必要がありますか。
神委員	僕が言いたいのは、この中で 2.2%とあるけども、同じ障がい者の中でも大きなくくりの中で、その中で障がい者というのだけども、障がい者の中でも差別が生じているのではないかということです。そこを言いたいのです。
議長 (櫻井会長)	確かにそういう現実はありますね。
神委員	だから、そういうのを明確にしないと、例えばハローワークとかに行っても事業主側が選択するのにやっぱり軽度の方を選ぶじゃないですか。そうすると不公平になってくるということです。その辺の指導を誰がやるのか。ここにはちょっと関係ないのかもしれない。
議長 (櫻井会長)	その辺は行政としてやっぱり事業者の理解を深めるほかないですね。パーセントだけ目指してね。
神委員	いい方向には向かっているのだけど、内容を見ると大したことがないということです。
議長 (櫻井会長)	これもまた細かく書いていないのですが、従来は 200 人以上の企業でしたが、今は 100 人以上でしたか。51 人以上の常用労働者がいるところは、これが義務化されましたね。

神委員	<p>僕が言いたいのは、障害者差別解消法というのが出たけれども、結局は障がい者の中だって差別があるじゃないか。それで雇用主のほうでも、例えばですよ、極端な話、僕を見てもらったらわかると思いますが、僕は耳が両方聞こえません。でも、こうやって話ができるのですよ。ところが、手話が必要な方もいます。そうすると合理的配慮で、手話を必要とする方にはこういう方（手話通訳者）を付けなければいけないとなるじゃないですか。事業主はどちらを選びますかといったら、僕のほうを選びませんかということですよ。そういうのが、この中には含まれているんだということをもっと認識してほしいなという。その辺を久喜市でももう少し考えて、こういうのを指導して行ってほしいなと。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>ハローワークの方はいらっしゃいますか。一言お願いできますか。</p>
神委員	<p>知的障がい者でも何でもそうだと思うのです。やっぱり軽度の人を選んでいくじゃないですか。そうすると取り残される人間というのは必ず出てくるということです。その辺の指導をどうやっているのかな。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>今の問題、軽い人、重い人、うまくバランスを取りながら雇用するよう指導するのはハローワークですよ。担当の窓口として一言お願いします。</p>
守屋委員	<p>厚生労働省のほうで障害者雇用についてパーセンテージを定めているわけですが、例えば身体障がい者の方で1級・2級の方は重度扱いということでダブルカウントということで2人分の換算になります。重度の方を1人雇いますと2人分というので、ダブルのカウントということで算出されておりますので、会社の方は重度の方を雇うと2人雇ったというような解釈になります。細かいことを言いますと1週間の労働時間が30時間以上の方について重度の方を雇った場合は2人カウントというような細かい表がございますので、重度の方をより優先的にではないのですが、そういったバランスの調整でカウント数を決めているのではないかということになります。こちらも事業所様に雇用いただくときには重度の方についてはダブル、2人のカウントになりますよということでご説明しながら、雇用の促進に努めています。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>やっぱり職場環境とか、いろいろなことから指導も大変だし、なかなか企業は乗ってこないでしょうね。</p>
守屋委員	<p>やはり好事例とかそういう事業所の例などを示していただいて理解をしていただくように。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>理解を深めるしかないですね。確かに車椅子でも可能な職場にしていくとか改善していかないと重度の人は無理ですね、ダブルカウントでもね。ちょっと確認しますが、51人以上でしたか。</p>

守屋委員	今は2%は、50名以上で1人です。
議長 (櫻井会長)	100人以上というのは奨励金ですか。
守屋委員	そうですね、納付金の関係で以前は200人以上で、不足数のある事業所についてペナルティの納付金だったのですけれど、今は100人以上です。
議長 (櫻井会長)	あれは納付金ですね。わかりました。月5万円、1人当たり。それが100人以上ですか。
神委員	その辺は僕は理解しております。重度になると1人を2人にカウントするというのはわかっています。もう1つ、企業によってはペナルティを払ってでも雇用しないというのがあるわけですよ、おそらくその辺を久喜市ではどうやって地元の企業に対してというか、ハローワークもそうだけど、雇用することに対しての促進をどうやって進めていっているのだろうか。ですから、簡単にこうやって書いているのだけでも、裏を見ていくとウソじゃないのだけど、ウソのように見える、隠れているものがありますよということです。それを認識してほしいのです。
議長 (櫻井会長)	ハローワークだけじゃなくて、行政全体でその辺、事業所の理解を深めていくほかないでしょう、地道にコツコツと。だいたい雇用率は上がりましたね。1.8%ぐらいに行っていますか。
守屋委員	1.83%です。
議長 (櫻井会長)	1.83%ぐらいに行っているのですか。徐々に今上がってきているから、これからもう少し上がるでしょうね。
守屋委員	そうですね、企業さんのほうではコンプライアンスということで、法令遵守で、会社のネームバリューといいますか、やっぱり納付金を払うだけではなくて社会的な立場でそういった法令遵守をしているという意識づけも指導の中で担当の方にお話をしておりますので、その辺は少しずつ改善されているようなところはあります。
議長 (櫻井会長)	そうですね。ありがとうございます。神さん、このところは最近の法制度の動きということなので、とりあえずこれはこれでよろしいでしょうか。今後はやはり行政全般にわたって関係省庁が連携を図って理解を深めていくほかないでしょうね。とりあえず理解いただければ幸いです。ほかにございますか。
櫻井委員	今の障がい者の雇用率のことですが、数値的なことですが、平成30年からは45.5人以上の会社となるのですよね。この点は皆さんも認識したほうが、どちらかというと50人というよりはいいのではないかなと思いました。30年からこの数字が出ているということなので。率が上がることで、今まで50人以上で済んだことが、私たちも計算したのですけれど、45.5じゃ

	ないと数が合わなくなってくる。ですので、議事録にはそのように書いたほうが、いろいろな方が見るので、その辺はなるべく議事録とかを書く際に数値はきちんと書いたほうがいいのではないかと思います。
議長 (櫻井会長)	人数等は何も触れていないですね。
桜井委員	これはいいです、これは今は合っているのですけど。これから議事録を書くときに。
議長 (櫻井会長)	守屋さん、50人から45.5人になるのですか。
守屋委員	来年度からです。
桜井委員	併せて伺いたいのですが、久喜市とか久喜市周辺では、先ほどの1.83%というのはどういう数字なのかを伺いたいです。私も久喜特別支援学校の進路の先生から、なかなかこの辺で知的障がいの方たちの就職は、一般就労は難しいということを伺っています。久喜市周辺ではいかがでしょうか。
議長 (櫻井会長)	1.83というのは全国平均でしょうか。
守屋委員	今の数字は全国平均なので、地域的な雇用率を示していないので、次回またわかる範囲で、埼玉労働局の統計ですとか、そういうものを資料としてお持ちしたいと思います。
議長 (櫻井会長)	ありがとうございます。次回、埼玉県の数値を教えてください。よろしくお願いします。
桜井委員	やはり東京に近いほうと、こちらのほうでは、やはり企業の取り組みもだいぶ違って来るので、伺いたいと思います。よろしくお願いします。
小林聖司委員	115ページの③です。手話通訳者の設置の問題です。毎週火曜日に市役所の手話通訳が配置されています。ろう者の人たちからは毎日してほしいという意見もありますけれども、毎週火曜日だけの配置ですよね。計画の中ではそのように決まったのでしょうか。毎日してほしいのですけれども、今後の計画でも毎週火曜日という配置でしょうか。
事務局	ただいま小林委員さんからお話をいただきました115ページの手話通訳者の設置について、現在のところはこちらにありますとおり、毎週火曜日、市役所の障がい者福祉課に手話通訳者を1名配置しているところでございます。これは、委員さんもおっしゃるとおり、聴覚障がい者団体の皆様からは、以前からできるだけ毎日設置していただきたいということをご要望いただいているところでございまして、市としてもそのようにしたいとは考えてはいますが、手話通訳者の数に現在のところはまだ限りがございます。それを毎日設置するだけの十分な人数がないということで、やむ

	なくこのように対応しているところでございます。今後手話通訳者の人数が増えていけば、これを増やしていきたいと考えているところでございます。
議長 (櫻井会長)	現状では無理だということですね。
小林聖司委員	それでは確認のためにお聞きしたいです。手話通訳者が足りないというのはわかります。けれども、働き続ける気持ちがないということでしょうか。手話通訳者が毎日働くというのは無理なのでしょうか。
事務局	<p>今のご質問は、手話通訳者の方が毎日お仕事をするつもりがあれば、もっとできるのではないかとということだと思っておりますが、市に配置している手話通訳者のほか、手話通訳者派遣事業を市のほうでやっています。市内にお住まいのろう者の方、手話を必要とされる方が例えば病院に行かれるとか銀行に行かれるとか、もちろん市役所もそうですが、いろいろ手続きをされる際に一緒に伴って外出をして、そこで通訳をされるということがあるわけです。113 ページに手話通訳者派遣事業とありまして、下の表で平成 27 年度が 571 件、28 年度が 477 件となっているところです。このように派遣で毎日のように出ているので、どちらかというところらを利用される方が多くて、市役所のほうでは今のところ職員が、大変恐縮ですが、火曜日以外は筆談をしたりすることでどうにか対応しているというような状況です。</p> <p>手話通訳者の養成にはだいたい 4、5 年ぐらいかかるということですので、少しずつでもこれから手話通訳者として活躍される方が増えてくれば、これをもっと増やしていけるだろうと考えているところでございます。</p>
小林聖司委員	手話通訳者養成は、毎年講習会などは開いて養成しているのですよ。そういう意味で手話通訳者を設置してほしい。国立リハビリセンターの卒業生などを採用して、そういうところに設置してほしい。
神委員	基本的には今、市の職員の方ではなくて手話通訳者団体の方をお願いするというところだから問題があるんですよ。だから、火曜日になっている。そうではなくて、市役所に手話通訳ができる方を採用すればいいのですよ。専門学校とか福祉大学の卒業生、もしくは今おっしゃったリハビリセンターがありますよね、そういう方を市の職員として採用する。そして、手話通訳のないときには普通の皆さんと同じような仕事をすればいいわけです。考え方がまったく違うと僕は思うわけで、何でそういうふうにならないのか。市の職員として採用してしまう。そして、各所に配置する。そうしたら毎日おります。そうでしょう、水道課でも下水道課でもどこでもい

	<p>いんだ。同じ建物の中に1人いれば、そういう方が必要だったら、その部署から呼んでそれで通訳してもらえばいいわけです。そうすると毎日いるようになるんですよ。今はまったく切り離して考えているから、また別なところからお願いしてとなくなってしまっている。</p> <p>今日だってそうでしょう。2人の手話通訳者の方が来ているけれど、これは別なところからお願いして来てもらっているわけですよ。そうではなくて、こういう日だって市役所の本庁でも鷺宮総合支所でもいいのです。1人いれば、それで済む。ほかに例えば病院とかあちこち行かれる。それで手話通訳者が必要だというときは、その組織にお願いしてやれば別に問題がないのではないかなと思います。いかがですか。</p>
事務局	<p>神さんがおっしゃったとおり、職員として手話ができる職員が常時役所にいることが一番問題の解決にはいいことなんです。しかし、先ほど申し上げましたが、国立リハビリテーションセンターが所沢にございます。それから、東京都にやはり手話通訳者を養成する学校がありますが、全国的に養成所がまず少ないこと。それから、1つの養成学校で養成される人数が、国立リハビリテーションセンターだと1学年20人、2年課程ですけれども、そこはあくまでも、そこを出れば手話ができるという方もいるのですが、そこから専任の手話通訳の試験を受けていただかなければならない。この全国試験も非常に難しく、年に1度あるのですが、合格する方が本当にわずかという厳しい状況です。</p> <p>ですから、今回も手話の通訳ができる方を我々も社会福祉協議会さんをお願いしながら、養成された方を一生懸命、県内、養成所のほうにもお声掛けをさせていただいて、どうか久喜市のほうにお越しただけでないかという声も掛けているのですが、なかなか卒業される方、そして手話通訳の資格を取れるという方が全国的にいないという状況なので、簡単に雇用するということができない状況です。また、職員で配置するということになると、我々のほうだけではなく、市全体の職員の定数という問題もございますので、それにつきましては市全体で考えていくことも必要になって参りますので、この場では即答できる状況ではございませんのでご理解いただきたいと思います。</p>
神 委員	<p>理由を言えばいくらでもできます。それを何とかするのがあなたたちの仕事だと思いますが。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>今後の課題として受け止めさせていただきます。約2時間経過しましたので、この辺でひと息入れて改めてまた協議を進めていきたいと思っております。5、6分、休憩させていただきます。</p>
	<p>～休憩</p>

議長 (櫻井会長)	再開させていただきます。先ほど、3計画を別々にと申したのですが、関連している部分もありますので、3計画全般を通して改めてお聞きします。
関根委員	<p>いくつか感想と、順番にお伺いしたいと思います。読んできたのですが、なかなか理解できないところもあります。</p> <p>4ページ以下に新しい法律改正をたくさん載せていただきましてありがとうございます。私も知らないのですが、内容的にこういう整理をされていますと非常によくわかって、市民の方もわかりやすいのではないかと思います。神委員さんがおっしゃるとおり、個々の内容は非常に難しい内容でしょうけど、一覧性があるって非常によろしいのではないかと思います。また、前回の計画以降これだけの法改正があるということは、事務局がこの新しい計画に非常にご苦労いただいていることに感謝申し上げます。</p> <p>それで、まず1点目ですが、5ページの④、障害者総合支援法が平成28年5月改正となっています。7ページの⑩、児童福祉法の改正、同じく28年、これは一緒に改正されたわけですが、ほかは全部施行日が書いてあるのですが、この施行日は平成30年4月、法律でそうになっていますが、できれば施行日を入れていただいたほうが市民にとってはわかりやすいのではないかと思います。④と⑩です。ほかは全部もう既に施行になったわけですが、来年30年4月だけでも施行日が決まっておりますので、できれば入れたほうがよろしいのではないかという気がいたしますので、ご検討よろしくをお願いします。</p> <p>31ページの一番上、(1)の①「ソーシャルインクルージョンの普及」と34ページの①「ソーシャルインクルージョンの普及」ということですが、私、感想としては、この34ページの「内容」を見てもよくわからない。ソーシャルインクルージョンの普及がこの内容からちょっと出てこないような気がします。研究・普及・啓発が主体の内容になっておりますので、この表題がちょっといいのかな、わかりにくい、しっくりしない感じが、感想ですが、あえて言うのであれば、29ページの計画の理念の普及なのかなという感じがいたします。これは私の感想ですけどね、ちょっとソーシャルインクルージョンの普及ということで、この内容からしてしっくりしない。市民の方もこれは何だろう、と。もちろん29ページにソーシャルインクルージョンの説明があるわけですけど。</p> <p>それと関連してですが、ずっとあとのほうでもいいということだったんですけど。ソーシャルインクルージョンがいくつか出てくるんですけど、インクルージョンでは128ページ、新しい事業の関係です。それ以外にも「インクルーシブ教育体制」が出てきますが、とりあえずインクルーシブ</p>

ンという言葉で出てくるのが、今のところと 128 ページの児童関係で出てきます。この 2 の (1) の 4 行目あたり、「また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）」ということで、計画理念のソーシャルインクルージョンと似たような表現、実質的には同じだと思いますけど。こちらは「包容」、29 ページのほうは「包摂」、これはちょっとわからなかったので広辞苑で調べたら、両方とも載っていました。包摂は哲学用語だということで載っておりましたけど、従来から包摂という言葉を使っているの、こちらはよろしいのではないかと思います。128 ページの上のほう、1 の一番最後の行に「地域社会への参加や包容を推進していきます」という表現、それから「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進」、それがちょっと私の感覚としてはしっくりしない。何を言っているのかな。地域社会への参加や包容を推進していきますということで、この包容が包摂とは違います。包摂といたら余計にわからなくなりますけど。もし表現が変えられるのであれば変えていただきたい。

これはインクルージョン、包摂、包容にしても国が使っている言葉ではないかと思いますけど、使うところはしょうがなく使ってもいいと思いますけど。こういう文の中ではわかりやすく書いていただいたほうが市民としてはわかりやすいのかな、と。例えばの話ですけど、29 ページのソーシャルインクルージョンの言葉を取って変えれば、「地域社会への参加をし、互いに包み合う社会を推進していきます」とか、簡単に言えばそういうことだと思います。

それから、いくつかよろしいですか。お聞きしたい点、45 ページと 49 ページで相談体制を強化するという、今回の計画では非常に重要な点で非常に期待しているわけですけど、この中で上の「現況」で「事業の枠組みを変更する」ということで基幹相談支援センターを設置する。49 ページも事業の枠組みを変更するというので、「内容」のほうで「基幹相談支援センターを新たに設置するなど」と書いてあります。中身がどういう枠組みの変更になるのか、もしよろしければお聞かせいただきたいと思っております。

82 ページ、先ほど説明がございましたように、障がい者の防災マニュアルの発行を追加していただいたということで非常に防災という概念からよろしいかと思って期待しているわけですけど、防災マニュアルの発行という表現で「発行を検討する」、「目標」も「検討」ということになっております。発行を検討するのか、策定はもう既にあるのかないのか。それに併せて、私としては先の計画であるから、むしろ策定があれば発行を検討するのではなくて、どういう表現かわかりませんが発行する。まだ策定

	<p>がないのであれば、防災マニュアルの策定という表現、それで「目標」は「策定」。このほうが私としては期待したいということです。その辺ご検討いただければ。特に防災関係については重要ですし、何年かの計画ですので、できれば検討ではなくて、目標がきちんとあっていただければと思います。</p> <p>ずっと先に行って 128 ページ以下、障がい児福祉計画は新たに第 1 期が作られるわけで非常に期待しているわけですが、現時点では検討が多くて、ある程度はハード的なものということであるとやむを得ないのかなと思います。ただ、129 ページの(3)「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」が、先ほどの説明ですと人工呼吸器などを利用している障がい者が対象というお話がございました。ほか平成 32 年度末までの設置、放課後デイサービスも 32 年度末までの設置ということで、これはハード的なものですので、「検討」ということもやむを得ないかなと思うのですが、(3)につきましても協議の場の設置、協議会という名前にするかどうかはわかりませんが、協議の場の設置ということで平成 30 年、先ほどの 32 年のハード的なものとは違わせて 30 年度末となれば、「検討」ではなくてもう少し前向きに書いていただければありがたいと思っています。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>ありがとうございました。何点かいただきました。最初は施行日、これは確かにここだけ欠けていますので、ぜひ事務局で確認の上、追加してください。</p> <p>ソーシャルインクルージョンがだいぶ出ました。確かにソーシャルインクルージョンというのは、今まで長年使っているノーマライゼーションを一步前進させた考え方として、国は「社会的包摂」という言葉を使っています。厚生労働省の白書でも数年前から使い始めてきています。ある専門家会議では「社会的共生」とか、そういう言葉を使っているところもあります。それも確かにソーシャルインクルージョンだと思います。この辺もページによってまちまちだから文言整理をしたほうがいいというご指摘です。そのとおりかなと思って受け止めています。何点か出ましたが、よろしいですか。今後の検討も含めてお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいま櫻井会長からいただいたソーシャルインクルージョン、インクルージョンという部分の包摂と包容ということがございましたので、この辺の表現の仕方を少し整理させていただきたいと考えております。</p> <p>また、そのほかのところでもいただいた、障がい児との関係で、先ほどの 128 ページ 129 ページですが、こちらのほうも、特に 129 ページの(3)「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」、これを前向きにということでございましたので、これは持ち帰りまして検討させていただ</p>

きたいと思います。

82 ページの防災マニュアルの発行という部分ですね。これにつきましても、発行に向けて進めていきたいということを表したものでございましたが、この表現につきましては持ち帰りまして検討させていただきたいと思っております。

併せて、関根委員から相談の事業の枠組みが変わることについてもうちちょっとお話しさせていただきたいということがございましたので、それについてもご説明申し上げたいと思っております。

49 ページで⑥「地域自立支援協議会の促進」、その項目の中で「関係機関や各種団体等との連携強化」ということで「【平成 29 年 8 月現在】平成 30 年度から事業の枠組みを変更するための協議を実施」というところで、これは現在進行している最中の内容ですので、このような書き方になっております。

久喜市は 4 市 2 町ということで、この近隣を取り巻く北埼玉の地域ですが、久喜市をはじめとして蓮田、白岡、幸手、2 町ということで杉戸、宮代、これに久喜を含めて 4 市 2 町の 6 つの自治体でこの相談事業を平成 18 年より実施してまいりました。平成 18 年というと、当時はこの地域に障がいの事業を行っている事業所等が自治体 1 つにあるかないか、相談事業も自治体にあるかないかというところでした。この地域は幸手保健所という保健所の管内に含まれている地域ですので、幸手保健所管内の地域の中で 4 市 2 町がみんな協力し合って補い合いながら、社会資源をうまく使い合っていこうということ。それから、障がいをお持ちの方への相談をする相談支援の事業もこの 4 市 2 町みんなやっていこうというところで、平成 18 年からこの協議会が作られてまいりました。

長きにわたって、この 4 市 2 町で協議体を作っていたのが、この地域自立支援協議会になります。ところが、皆様もご存じのとおり平成 22 年 3 月に久喜市は 1 市 3 町の合併を行いました。この 4 市 2 町での人口が 40 万人になります。ところが、合併したあとに 15 万人ということで、久喜市は合併したことで 1 つの協議体になっているような人口規模になってしまいました。ですので、40 万人の相談支援の枠組みから 15 万人に縮小することによって、市内の関係機関の連携がちょっと細かいところまで行き届かなくなっているのではないかという現状になりました。これを改善していかなければいけないというところで、1 市 3 町で合併した久喜市で 1 つの協議体を作りまして、市内の関係機関との連携を今以上に強化しまして、きめ細やかな福祉サービスの提供を実施していこうというふうに考えまして、今現在、この 4 市 2 町と枠組みについて協議している状況でございます。

	<p>す。</p> <p>目標といたしまして、30年4月から久喜市は単独でこの自立支援協議会を立ち上げまして、また3市2町のほうは3市2町で引き続き協議体の中で進めていくという話し合いを今進めているところでございます。</p> <p>基幹相談支援センターというのは、この相談事業を実施していく中でさまざまな事業所の方たちがいらっしゃいます。その相談事業所の方たちの資質、そして久喜市にある問題をみんなで協議し合いながらみんなの資質を上げていこうということで、事業所だけではなく、久喜市の本庁を含め菖蒲、栗橋、鷺宮、この3支所に含まれている職員の資質も上げていこうということで、久喜市と事業所が両輪になってこれから基幹相談支援センターに配置される専門の職員と常に人材育成、勉強会を重ねながら久喜市にとっていい事業をどうやって展開していったらいいだろうということを話し合う拠点となるのが、この基幹相談支援センターということで、これもたまたま設置に向けて準備している状況でございます。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>ありがとうございました。関根さんのおっしゃるとおり、もう少し具体的に掘り下げて書いたほうが一般市民の方にわかるのかなと思っています。説明するわけにはいかないのですが、文言を整理していただいて、もう少し詳しく、ご検討ください。</p>
中城委員	<p>先ほど櫻井会長からもう少し文言を詳しくということで、私も素人的な考えですが、障がい児と障がい者というのが、何歳から何歳までを障がい児と言うのかというのが、もちろん皆様はわかっていると思いますが。障がい児は学校教育法では6歳から12歳で、福祉法では18歳未満までとなっているので、どちらなんでしょうかということで。私とかはわかったとしても、冊子ができて市民の方が見られた場合に、児童というのは何歳までなんだろうと単純に思われなかなということなんです。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>年齢等も含めて定義が書いてないという。これもどこかに提示できるのであれば。</p>
事務局	<p>18歳未満ということできちんと記載をさせていただきたいと思います。</p>
中城委員	<p>108ページに②「地域移行支援」がありまして、「利用対象者」が精神科病院に入院している精神障がい者も利用対象者ということで、精神科病院に長らく入院している人はかなり社会性が失われてきているので、やはり地域に移行するにはかなりの支援が要ります。この障がい者計画の理念としても地域力を高めるといふか、地域でそういう障がい者を支えるということが理念であれば、たった1人の利用者数というのが非常に私自身は理解できないので。役所の人はもちろん全力を尽くされていると思うのですが、その利用者数が1人というのが、結局精神障がい者で病院に入院</p>

	<p>している人はどのようにしたら地域移行の支援のサービスを受けるのかという、その手段がよくわからないようで、もう放りっぱなしにされて退院してどうしようという人が多いので、ぜひこういう支援があることを公の機関でもっと大きく声を大にして訴えてくだされば、入院している患者さんも少し安心ができて、地域移行ができると思います。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>確かに病院ならメディカルソーシャルワーカー、ケースワーカーなどとの連携、理解を深めるほかないですね。PSWが知らないと、確かにこういうことがわからないかもしれないですね。行政として理解を深めること、そんなことも含めて今後の課題にさせていただきます。ほかにございますか。</p>
奈良委員	<p>128 ページの2「成果目標・活動指標」の①と②ですが、①「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置」で「検討」とは書かれていますので、「考え方」として「平成32年度末までの設置することを目標とする」と書いてあります。その1か所以上という目標は「1」なのか、そこが目標が立っているのかを知りたい。それと、②「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」で「構築済」と書いてあるのですが、これの「等」とはどういうものが含まれるのか、教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>事務局からお話しさせていただきます。後半にお話がありました「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」ということで、この「等」ですが、133 ページをご覧くださいと、この④にも記載させていただいておりますが、障がいのあるお子さんが通う保育園あるいは幼稚園、小学校などを訪問して、障がいのあるお子さん以外のお子さんとの集団生活への適応に専門的な支援で入るという意味で「等」と書かせていただいております。現在、「構築済」と書いてありますが、こちら、介護給付と言って専門家が行きますとそこに利用料金が発生するものですが、現在、実績として2人ぐらいのお子さんが利用されていたという実績がございます。ということで「構築済」という記載になっております。</p> <p>1 番目の「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上」と記載がありますが、今現在こちらも埼玉県内ではあらゆる地域でまだ設置されているわけではございませんが、設置の仕方の方法がいろいろございます。自治体で設置しているところも何か所かございます。それから、例えば法人である事業所とか、NPO法人、社会福祉法人等が児童発達支援センターという埼玉県の指定を受けまして設置をしている自治体もあります。そういうわけで、そういう事業所があるところで自治体が設置したり、そこに民間の事業所が入ってくると、1つの自治体で2か所あるよう</p>

	<p>な自治体もこれからは出てくるというところで「1か所以上」という書き方をしていると思われます。</p> <p>目標としては、久喜市としても民間の事業所にお声を掛けさせていただくことも1つですし、自治体で実施していくことも今後検討していかなくてはというところで「検討」という記載をさせていただいております。</p>
奈良委員	<p>そこでなんですけど、いつも思うのですが、そこに放課後児童クラブが「等」の中にもう入っているということの考え方でよろしいのでしょうか。それとも、ここには記載されていないのですけれど、やはり放課後児童クラブも学童もそういった訪問、障がいのあるお子さんも通ってくるので専門的な支援がやはり必要なと思うのです。そこは考えてはないのですか。</p>
事務局	<p>この件については持ち帰り調べさせていただきたいと思います。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>今後確認するそうです。よろしくをお願いします。</p>
桜井委員	<p>今の奈良委員がおっしゃったことなんですけど、いつも私たちが計画相談をやっていただきますけど、そこに学童のこととか結構入っている方も多いので、国の制度なんですけど、久喜市としてはぜひ寛容に、逆に学童とかそういうところにも行ってくださいみたいな、そのように寛容な対処をしていただけたらありがたいなと、今伺って思いました。</p> <p>私、まず16ページに通常学級の特別支援が必要なお子さん、これは感想ですが、支援が必要なお子さんの実態を書いていただいてありがたかったなと思いました。ただ、急に27年度の数が多いのが気になるので、その辺でもし何かコメントを書いていただけたらありがたいと思いました。</p> <p>それから、44ページの⑤「地域生活支援拠点の整備」ですが、44ページにも「複数の機関がこれらの機能を分担して担う体制を整備する」ということで、やはり久喜市としては面的整備を進めていこうというお考えなのかなと思ったのですが、もう少し今考えているイメージを教えてくださいたらと思います。</p> <p>続いて106ページですが、施設入所の方が減少しているということで、地域移行という面ではとてもいいことだと思うのですが、実際にこの減っているということで、その分空きがあるというふうに考えてよいのでしょうか。たぶんこれは啓和会さんの話なのかなと思うのですが。そうすると、そこに今空いている部分にショートステイなどを行っているのか。今後はそこにショートステイなど、緊急対応なども含めて考えていこうと思われているのか、伺いたいと思います。</p>
議長 (櫻井会長)	<p>2点ですね。啓和会さん、何かありますか。現状を教えてください。</p>

松本委員	現状をちょっと把握していないのですが、現在、定員が欠けているということはないと思います。ショートステイに関しては、定員が今ずっといっぱい、利用者さんの希望も多くて利用率も 100%を超えている状況があるということは把握しております。
議長 (櫻井会長)	ありがとうございました。現状はそんなところですね。地域生活拠点整備、これは今後の課題ですね。事務局から何かありますか。
事務局	<p>櫻井委員さんからお話がありました、44 ページの地域生活支援拠点の整備ですが、これは前回の計画では「検討」ということで載せていたところ、今回国の示す基本指針によりまして平成 32 年度末までに市町村あるいは各圏域に 1 か所整備するようというものが示されたわけがございます。これにつきましては、前回もお話しさせていただきましたが、1 つ中心となる施設を設けてそこにその機能を集約させるかたちと、市の中に今ある既存の施設を有効に活用してそれらを有機的に結びつけるようなかたちの面的整備という手法の 2 つが示されているところがございます。</p> <p>これにつきまして、現在そのどちらかをきちんと目標として掲げているわけではなくて、その内容につきましては今後どういったかたちが望ましいのかというのをそれぞれのメリット・デメリット、また事業所の皆様等のご意見を伺いながら検討をさせていただきたいと考えているところがございます。</p> <p>もう 1 つ、施設の数があったと思います。これは、久喜市の方が啓和会さんばかりに入っているのではなくて、県内のほかの施設とか県外の施設に入所されている方もいるわけがございます。入所されている方が、施設につきましては埼玉県全体として考えると施設入所を待機している方がいらっしゃるような状況でございますから、簡単に減っていくことはないだろうとは思っています。しかし、今後施設というよりは、地域で住み慣れたところでグループホームがどんどん建設されますと、そちらのほうに入居される方が増えてくれば、施設を目指すのではなくグループホームを目指す。これは施設入所というかたちではなくなるので、そういったことで少しずつ施設入所の方の人数が相対的に減っていくのではないかと考えているところがございます。</p>
櫻井委員	ありがとうございました。
議長 (櫻井会長)	ほかにごありますか。
神委員	44 ページ(4)「補装具の給付・貸与」の①「補装具の給付・貸与」とありますが、これは補装具についての何か明細はありましたかね。細かい、補聴器とか何かありましたかね。たしかあったと思うのですが、ありまし

	たか。
事務局	例えばどういうメニューがあるかですか。補装具の種類ですか。
神委員	この人工内耳も補装具ですよ。非常に遅れているのですよ、給付の内容が他市に比べて。特に関東なんかがそうだけど、埼玉の久喜市も、例えば人工内耳は100万円ぐらいするのだけど、長野のある市は100万円給付するところもあるのですよ。これは電池で動いていますけど、電池の交換、ボタン電池とか充電電池とかがあるのですけど、それも給付の対象になっているところがずいぶんあるわけ。それが久喜市では非常に遅れている。その辺の「拡大」とあるけれども、そういうのを含んでもらっているのかなということです。あとでもいいですけど、内容をちょっと知りたい。
議長 (櫻井会長)	<p>時間の関係もありますから、あとで個別に対応するそうです。よろしくお願ひします。</p> <p>だいぶ時間も経過しておりますので。ほかになればよろしいですか。また気がついたら、最後に全般的にちょっと時間を取ります。</p> <p>障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の素案については基本的にはこれで了承ということですのでよろしいですか。いろいろいただきましたが、基本的には了解ということにさせていただきますので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。最後にまたもう一度時間を取りますので、追加すべき発言がありましたらお願ひします。</p> <p>次に、議題2に入ります。よろしくお願ひします。</p>
事務局	～議事2 資料3
議長 (櫻井会長)	<p>ありがとうございました。これに関して何かありますか。特にないですか。行政手続法で決まっているものですから、この方向でぜひ実施をしていただきたいと思っております。これは了解ということで先に進めさせていただきます。</p> <p>議事3、手話言語懇談会からの提案についてよろしくお願ひします。</p>
事務局	～議事3 資料4
議長 (櫻井会長)	<p>ありがとうございました。今のご説明に何かご質問はございますか。特にないですか。提案の報告ですね。なければ、これについても了承ということにさせていただきます。</p> <p>最後に若干に時間を取ります。議事1から3までで結構ですから、本日の議題全般を通して何かご意見やご要望等あればお願ひしたいと思ひます。</p>
桜井委員	この協議会でお願ひですが、今回自分の勉強不足をすごく痛感しました。やはり施策とかについて、いろいろなことがわからないのです。なので、もしもそういう学習会があったら、私たち委員にも声を掛けていただいた

	<p>り、それからお互いこの場で、前も私、チラシを配らせてもらったことがあったのですが、そういう学習会の情報をお互いに交換し合うとか。そういうふうにしてもう少しみんなで勉強していけるようなシステムになったらいいなと思います。</p> <p>私、自分でもう1つの教育のほう、教育振興基本計画を立てている協議会の議事録とかを読んだときに、やはり知らない人は議事録を読んで判断するのだなということを感じました。だから、私たちが発言することを一つ一つちゃんと勉強した上できちんと言わないと、ほかの方に誤解を与えてしまう。ここで言ったことって、結構そのとおりだというふうに皆さん読んでしまうのだと思います。私も教育振興計画で言っていること、あ、そうなんだというふうにとってしまうのですね。なので、みんなで勉強し合えるような、そういう協議会になれたらなと思いました。</p> <p>もう1つ、自立支援協議会、久喜市単独ということで、そこでまたお願いですが、先ほど言いました久喜市の教育振興計画の協議会の議事録を読ませていただいたときに、特別支援のこととかインクルーシブ教育についての議論がほとんどなされていませんでした。やはり教育関係者だけじゃなくて、教育関係者とか福祉関係者とか当事者団体の代表とか、そういう人たちがもう少し合わさっていかないと、いろいろな問題が解決しないなというふうに感じます。ですので、ぜひ自立支援協議会の選定のときにはいろいろな方たちが入るような人選にしていきたいです。</p> <p>あと、ここには残念ながら発達障がいの方の代表の方とかは来てないので、やはり発達障がいの方の人数もとても多いですし、そういうことも含めて人選していただけたらと思います。</p>
<p>議長 (櫻井会長)</p>	<p>ありがとうございました。今、ご要望が出ましたのでよろしく願います。ほかにございますか。よろしいですか。</p>
<p>久保田委員</p>	<p>これは最終的には冊子になるのかなとは思っているのですが、市民の方がどんな方々も読めるというのが一番いいのかなと思います。すべての方々にとって読みやすいというのがいいかなと思います。そうすると、例えば難しい漢字には振り仮名を振るとか、当然そういうことは当たり前のようには考えられるところだと思います。全ての文書で振り仮名を振りなさいというのは厳しいかなと思いますので、ちょっと見ていただいて例えばちょっと難しそうだなという漢字には振り仮名を振るなどして配慮していただけるといいのかな。それで全ての方というわけにはいかないですけど、一歩としてはそういうところからもやっていったほうがいいのかなというのが1つ。</p> <p>もう1つは、活字だけにするのではなく音声言語、そういうものにもし</p>

	ていって、耳からでも内容が理解できるというところでも工夫していただけると、より広まっていくかなと思いますので、よろしくお願いたします。
議長 (櫻井会長)	ありがとうございました。計画策定に関する、わかりやすく見やすい。音声の話も出ていましたが、これは毎年工夫していますよね。事務局から補足していただけますか。
事務局	今までの計画でもそうですが、いわゆるSPコード、最近互換性のあるものでユニボイスというものもありますが、ここの右下にQRコードとはちょっと違うのですが、バーコードがございまして、これが音声バーコードというものです。視覚障がいの方、目の見えない方が、先ほどありました日常生活用具というもので必要な方には交付をさせていただきますが、その機械にこのコードを読ませますと、それぞれのページを全て読み上げてくれるという仕組みをこの中に取り入れているところでございます。こういったことをさらに進めて、また、そういうことを今いただきましたので音声とか、DAISY (デージー) 版というのですか、そういうものも工夫しながら取り入れるように考えてまいりたいと思います。
議長 (櫻井会長)	ほかに何かありますか。
守屋委員	先ほどの実質雇用率ということで1.8%前後ということでしたが、今、1.8%よりも上がっていると思うので、先ほどの回答は違っているかと思うので、具体的な数字や資料などお示しできるものを次回お持ちしたいと思ひます。
議長 (櫻井会長)	よろしくお願いたします。
守屋委員	あと、こちらの差し替えの資料については前のものはお返しすることによろしいでしょうか。
事務局 (山崎課長)	事前に送付させていただいた資料は置いていただいて結構です。
議長 (櫻井会長)	<p>ほかになければ、今日はこれでよろしいですか。長時間にわたりありがとうございました。本日皆さんからいただきましたご意見に基づきまして、事務局のほうで一部修正したり、文言整理を行っていただくことを条件に、3計画の素案については基本的に了承ということにさせていただいてよろしいでしょうか。特になければ了承とさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>用意された議題はこれで終わりました。皆さん方のご配慮ありがとうございました。感謝申し上げます。事務局にボタンタッチします。</p>

<p>司会 (山崎課長)</p>	<p>ありがとうございました。以上で本日予定しておりました議事が終了いたしました。委員の皆様には公私ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>なお、次回の会議の日程でございますが、来年1月中旬を予定しております。詳細が決まりましたら、改めてご連絡をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、平成29年度第3回久喜市障がい者施策推進協議会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>平成29年11月22日</p> <p>会議録署名委員 中城 恵里 _____</p> <p>会議録署名委員 小林 聖司 _____</p>	